

國學院大學學術情報リポジトリ

院政期大嘗会供膳の「秘説」について：
特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加瀬, 直弥, Kase, Naoya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000524

院政期大嘗会供膳の「秘説」について

加瀬直弥

はじめに

大嘗祭の作法への関心は、いわゆる「秘儀」論という形で近現代を席捲した^①。史料に基づけば供膳に他ならぬ十一月中卯日の親祭を^②、近代学問のもとで詮索した結果の産物がそれといえるが、「旧規」という言い方で表現されていた供膳の作法を、神秘的なものとして評価する営み自体は中世からあった。

「秘説」を明かす『後鳥羽院御記』^④は、その営みの中では古く、かつ実際の供膳においても後代に影響を及ぼした史料といえ

る^③。本稿では、安江和宣氏をはじめとする大嘗会の儀式作法の研究に基づきつつ、「秘説」成立の背景について考えていきたい。もっとも、この問題の答えはすでに安江氏が示唆している。

後述するが、『後鳥羽院御記』は、供膳時の配膳法の優劣判断を「秘説」の一つとする。この判断がなされた理由として氏は、摂政扶持の大嘗会が続く中で忘れ去られようとしていた古儀の復興をあげている。氏が「古儀」とする配膳法の権威高揚に、「秘説」が一定の効果を及ぼしたのは確かである。しかし、後代の史料による見解を排して位置付けを考察すると、「秘説」成立の別の要因が浮き彫りになる。本稿ではその点を明らかに

したい。

一、白河院政期における供膳作法の実態

(一) 二種の配膳法

『後鳥羽院御記』は、建暦二年（一一二二）の順徳天皇の大嘗会に関する記録である。同記には供膳に関する「殊秘説」が三か事あるとする。箇条書きでの説明ではないので、個々の内容を確定させるのは困難だが、記載の詳細度からすると、神殿内に敷かれる神食薦に神饌を配膳する時の配膳法は、うち一条に数えられよう。

神食薦へは、平手と呼ばれる柏葉の器に、天皇手自から持った各種神饌を神に配膳する。この時の配膳法について『後鳥羽院御記』では、「白河院御説」とする二行説と、「陪膳采女安芸説」の五出説を配置図入りで詳細に併記し、前者を「上説」、後者を「次説」とする。

同記の示す二つの説とはそれぞれいかなるものか。まず二行説だが、御飯の平手を一列あたり五つずつ、横二列に配する。その上に生物・干物の平手を同数重ね置く。菓子の平手も十二枚中十枚は同様に重ねるが、六つ目と十二つ目は列と列の間の

中央に置く。「二行」とは二列のことである。

対する五出説は、御飯の平手を五つ花卉状に置き、その上に御飯五つを重ね、さらに生物・干物は五つずつ二重にする。菓子は五つずつ二重に重ね置くもの他、花卉の内側に六つ目と十二つ目の平手を置く。結果、体裁は丁度梅鉢の紋状になる。「五出」とは五枚の花弁のことで、一部の菓子を除けば二行説の倍平手が重なる。

なお、配膳する神饌の種類と員数、さらにいえば陪膳の順番について、両説に違いはない。二行説の方が重ねる神饌が少なく安定し、薦の寸法からいっても配膳しやすく思われるが、そうした評価も含め、優劣の根拠を同記は明示していない。

さて、配膳法が併存した経緯については、安江氏が詳細に論じている。そこでは、摂政が代わりに供膳する時、五出説により行うようになったのは堀河天皇・鳥羽天皇の時からと結論付け、二行説はそれ以前の伝統的な説と指摘する⁽⁸⁾。この指摘を念頭に置きながら、説の整理をしていきたい。

(二) 配膳法採用の実態

大嘗会の配膳法について記した院政期の儀式書としては、まず『江家次第』があげられる。同書では、「置膳之体如五出」

と記されており、五出説を採っていると了解できる。同書の悠紀・主基齋国一覽には「天仁^{近江中賀丹波水上}」とあり、天仁元年(一一〇八)の大嘗会に基づいているようにも思われるが、大嘗会の記事については、承保元年(一一〇七四)の先々代白河天皇による大嘗会から、寛治元年(一一〇八七)の先代堀河天皇の大嘗会までに成立したと推定されている。そうなると五出説は、寛治の大嘗会の時には、すでに了解された配膳法であったと見られる。

この『江家次第』を編んだ大江匡房は、天仁の大嘗会についても供膳次第を記録している。その『天仁大嘗会記』には、陪膳が神食薦の上に平手を置く作法を割注で示している。¹¹ 前近代から語義不明とされたこの割注については、安江氏により、二行説と「或記」の五出説を紹介していると判明している。¹² 「或記」を引いている以上、天仁より前の大嘗会の配膳法として五出説が成立していたことは確実で、『江家次第』が同説に言及している点とも矛盾しない。少なくとも、五出説が白河院政期に創出された可能性は低い。

対して、二行説はいつまで遡るか厳密には定かでない。¹³ ただ、この説を支持する白河院が、神座の鋪設法について『延喜式』を根拠とするものを支持していた点¹⁴を踏まえると、法か儀式書にその根拠を見出していたのかもしれない。説の淵源について

は、『後鳥羽院御記』を含め、配膳法を記す院政期の史料では注目されていない。

『天仁大嘗会記』の割注は、何がしかの記録を引かずに、「始^レ自^レ東中間^レ行^レ北二行置之^レ」つまり、二行説を冒頭に示す。実際どちらの説で行われたかは、割注の後の配膳法の次第が決め手を欠く表現を取っているので定かとはいえない。だが、同記を習礼の記録とする安江氏の指摘に留意すれば、天仁の大嘗会では少なくとも、二行説が検討対象になったのは確かであろう。

(三) 保安の大嘗会の配膳法をめぐる問題

さて、配膳法は、保安四年(一一二三)の崇徳天皇による大嘗会でも注目された。この時の供膳の次第については、摂政藤原忠通が『大嘗会卯日御記』と『法性寺殿御次第』¹⁵で詳細に記録している。後者は五出説を本文に記し、それに対する頭注と裏書を付記している。

だが、実録である前者は両説それぞれの説明を併記するに留まっている。この書き様は不自然の一語に尽きよう。仮に、白河院の支持する二行説で行われたとするならば特にそうである。淡々と実録して、五出説を異説とすれば良いだけの話であ

る。院に対する一種の遠慮として書き様を捉えれば、保安の大嘗会は、五出説に基づき配膳がなされた可能性が高い。その可能性は、実録でなく制式的性格で作られたと考えられる、後者の『法性寺殿御次第』からも窺える。

ともあれ、両説の対立の具体像はその『法性寺殿御次第』に描写されている。五出説を二行説支持の白河院が非難するという構図である。それは配膳法に関する記載の裏書に記されているが、陪膳采女安芸の五出説を、院が「件説絶而已久」つまり、絶えて久しい説とする。保安時、院は五出説を「過去のもの」と評価していたと了解できる。

ここでひとまず、白河院政期の配膳法の実情をまとめると、次のようになる。

- ・ 供膳の神食薦への配膳法としては二行説と五出説とがあり、天仁の大嘗会の時にはともに成立していた。
- ・ 二行説は保安の大嘗会の時に院に支持されていた。
- ・ 五出説は保安の時点で采女の説として確立されていたが、院には過去のものとは非難されていた。

(四) 供膳に対する摂政の姿勢

前節を受け、次は、対立が温存された理由について詰めてい

きたい。一番の問題は、院の意向に反してまで采女が五出説を主張した理由だが、それはいわゆる「現場の判断」であろう。ただ、前述の通り、五出説は保安時に突如登場したものでないので、先例と認識していたのは確かだと考える。

大嘗会で「現場の判断」が重視されていた事実は、天仁時の準備からも了解できる。この時の神殿内の神座設営に当たり、管轄する掃部寮の古老の意見が吟味された。大嘗会であっても、その執行に当たっては、「現場の判断」が意味を持ったのである。古老の説は院によって採用されなかったが、結局は後代、古老の意見通りの設営法が採用されている。¹⁹⁾

さらに、保安の大嘗会の供膳の別の局面では、院の意向を明らかに無視した作法が実践されていた。『大嘗会卯日御記』によれば、神食薦への配膳の後には、天皇がそこに酒を瀉ぐ。保安時はそのための酒を、後取采女が瓶子を取り、陪膳が取った本柏に入れさせ、これを代行の摂政忠通に献じたのである。

これについて忠通は同記で、白河院と『清涼記』の説を引いている。前者の説は、後取の持った瓶子を陪膳が取り、もう片方の手で本柏を取り自ら酒を入れ、天皇に渡すとする。要するに、酒を注ぐ時は陪膳だけという状態であり、その後後取の役目はない。後者はというと、天皇が本柏を取り、陪膳が瓶入り

の酒を取るとする。この説で後取は登場すらしめない。

それらとは違う現実について、忠通は同記で「采女定有^三所存^一歟」とのみ記している。采女は自分たちに伝わる説に基づいていたのであろう。それは、「次後取取^三清酒^一参来、陪膳取^三本柏^一抑^レ角取之^一り、「奉^三天皇^一」²¹」²²とする『天仁大嘗会記』の本文とも対応しているからである。

注意すべきは、保安の時の忠通は非難をするでもなく、采女の考えを受け止めているところである。この対応は、大嘗会の供膳作法に対する摂政の姿勢を良く表しているよう。

その姿勢は、別の局面からも窺える。忠通は不機嫌な崇徳天皇に代わって、悠紀の供膳のほは全てを行った。この供膳が終わった時、白河院に「於^三主基神膳^一者、令^三陪膳采女供^一之^二」²³と願い出、拒否されている。

この願い出の動機は何であろうか。「下官手自勤^三仕神事^一、此事偏帝者所為也、非^三人臣之勤^一、怖畏之至、不知^レ所^レ謝」と、供膳扶持に恐れを思いを示す忠通は、大嘗会の代行を基本的には避けるべきものとしていたのであろう。そうした姿勢は同じ役割を担った摂政誰しもが持ち得るものといえ、必要以上の介入を避けた結果が、采女の作法の許容であったといえよう。なお、天仁の大嘗会を摂政として扶持した父忠実も、日記『殿暦』

に「余入^三神殿^一供^三神物^一間、御手^二余^レ手^一を副^天刺給也、無^レ極恐思也、雖^レ然他^乃無^三治術^一、仍如^レ此」と、子同様の恐懼の思いを示している。²⁴

こうしてみると、院政期の大嘗会、特に供膳の作法において、采女の「現場の判断」が大きな影響力を有していた実情が浮き彫りになる。ただそれは、白河院の意向の無視が伴った。摂政が扶持する供膳には、このような問題が内包されていたのである。

(五) 供膳に対する院の姿勢

供膳の現場主義が許容された今一つの理由は、当の院の側にもあった。

摂政忠通が主基神殿の供膳を采女に代行させようとした際、白河院が拒絶したことは前述した。その時の院の返事は、「幼主之時摂政供之、已為^三恒規^一」である。²⁵表現は簡単だが、実際の供膳の責任の一端を摂政が負っていたことが分かる。

鳥羽重宏氏は、大嘗会の摂政扶持のような、天皇御一人の祭祀に摂政が関与するようになったのは、藤原道長による積極的な言動が契機とし、また、寛治の大嘗会で摂政師実―道長の孫・忠通の曾祖父―が実際に行っていたと推測する。²⁶同氏の見解に

よれば、「恒規」は摂関期から院政期の初めにかけて形を整え、寛治の大嘗会で摂政師実がそれに基づき扶持したといえる。二行説など、作法そのものに意見を述べた白河院も、摂政に供膳の責任を負わせるといふ基本姿勢があったと理解できる。

院であっても摂政介在の大嘗会は摂政に任せる。そして摂政は采女主導の作法を許容する。采女は「現場の判断」を貫く。これが院政期大嘗会の供膳作法の基本構図だといえよう。

この構図は、『後鳥羽院御記』にも反映されている。同記は、これまで説明してきた配膳法の秘説と、御飯の杯数・内容について示した後、いい聞かせた通りに対処する旨を示す。ただその後、「幼主時^ハ又諸事摂政之計也」と付け加えている。つまり、「摂政扶持で幼主が行う供膳の作法は摂政の責任による」ということである。それは、保安時の白河院の姿勢と通底するといえよう。

二、「秘説」主張の背景

(一)『後鳥羽院御記』の摂政不在の供膳に対する評価

前章では、院政期に行われた摂政扶持の大嘗会の供膳作法について、院であっても現場介入できない一面があると論じた。

この一面を念頭に置くと、『後鳥羽院御記』で「秘説」を示す背景も浮き彫りにできる。以降は、建暦の大嘗会における順徳天皇の斎主としての立場を端緒に、その背景を確かめていきたい。

天皇は承元四年（一二一〇）の受禪の時点で、大嘗会を摂政扶持なしで親祭する道筋がついていた。先帝の関白近衛家実は同職のままであった。⁽²⁶⁾受禪二年前の承元二年（一二〇八）、当年十二歳で元服していた天皇には摂政不要というのが、当時としては真つ当な判断だったのであろう。だが、摂政不在の受禪は、保元三年（一一五八）の二条天皇以来のことで、当然大嘗会も半世紀ぶりの親祭である。

大嘗会の供膳においては、摂政と関白では全く立場が違う。『天仁大嘗会記』に「相伝云、摂政入^ニ神殿内^ニ関白不^レ入云々」とあるように、白河院政期の時点ですでに、関白は供膳に関わらない定めとなっていた。⁽²⁸⁾

摂政不在の事態への対処法については、これまで見てきた『後鳥羽院御記』を確かめると分かる点がある。その手掛かりは差し当たって二つある。まず、先ほど引いた「幼主時^ハ又諸事摂政之計也」という表現である。直接的には、摂政扶持の大嘗会での「秘説」と違う作法——例えば五出説に基づく配膳法——が実

踐されても許容されるという意味である。⁽²⁰⁾ 全否定していいのは、幼主の大嘗会が今後も行われ得る状況下での、一種の配慮と受け止めることはできよう。だが、文言を逆に捉えれば、親祭であれば「秘説」に従うという、定めが存在が浮き彫りになる。

(二) 摂政不在の供膳と祈請詞

『後鳥羽院御記』が摂政不在の大嘗会を意識していると分かる今一つの手がかりは、供膳まで一月をきった建暦二年十月二十三日に教えたとされる、「最秘蔵事」とする祈請詞である。同記には、単に祈請詞の存在だけではなく、天照大神と天神地祇への天皇の除災祈願を旨とする文言自体も載っている。

その祈請詞について『後鳥羽院御記』は、「此事不_レ載_二諸家記_一、又無_二知人_一歟」とする。記した諸家の記録も、そして知る人もいまいかとしているのである。建暦二年当時は、讓位したばかりの新院土御門院がいる。にもかかわらずの御記の表現である。

土御門院の大嘗会は四歳の時、建久九年（一一九八）に行われた。⁽²¹⁾ この時は摂政が置かれていたので、供膳は同職近衛基通が扶持していたと見て差し支えない。摂政扶持時の次第は、前

章でも見た、藤原忠通による『大嘗会卯日御記』『法性寺殿御次第』に詳しい。孫の基通も内容は承知したのであろう。

両書とも、摂政扶持であつても不可侵な、御飯と御酒を天皇が召す作法は細かく記載している。⁽²²⁾ だがそこには、祈請詞の文言はおろか、祈請の事実すら載っていない。御記の示す通りである。祈請詞の文言を幼主が完全に理解できるかどうかという点も含めて勘案すると、建暦以前、摂政扶持の供膳においては、祈請詞奏上自体がなかった可能性がある。

摂政扶持の供膳で祈請詞がないとなると、祈請詞は親祭を行う天皇にのみ受け継がれるという流れが想起できる。「無_二知人_一歟」という御記の表現が、土御門院をも念頭に置いたものであったとしても不自然ではない。

もつとも、記主として名の残る当の後鳥羽院も、自らの大嘗会⁽²³⁾（元暦元年（一一八四）の時は当時五歳の幼主で、基通が摂政であつた。だが、当時の治天で、建久三年（一一九二）まで存命していた後白河院は、久寿二年（一一五五）に、摂政扶持なしの大嘗会を行っていた⁽²⁴⁾。少なくとも「秘説」が穩便裡に、後鳥羽院へと伝授継承できる条件は整っていたとはいえる。だが、実際の過程の把握は——敢えていえば継承の有無自体の確認も——現状では困難といえよう。

以上の点をまとめたい。『後鳥羽院御記』が示す「秘説」とは、親祭時の供膳の作法をめぐる評価に他ならない。そして、摂政が認め得る采女の五出説を次説として位置付け、かつ、摂関家を含む諸家の記録にない祈請詞を「最秘蔵事」としている点を踏まえれば、「秘説」は、親祭時の作法を、摂政扶持時のそれよりも優位に据えるためのものであったと了解できる。

(三) 「秘説」の披露と権威の付与

さて、「秘説」を示す『後鳥羽院御記』には、成立の面で大きな疑問が横たわっている。その「秘説」、祈請詞に至っては「最秘蔵事」を、なぜ記録に残したのであるうか。記録に残してしまえば、当時秘密にしている、いずれは不特定多数がその内容を知ることになる。例えば、『天仁大嘗会記』ひとつ見ても、「両宮先皇御記」「長元御記」が引用され、天皇の作法を紹介している。御記であつてもその流れは免れないということである。そうした点を『後鳥羽院御記』の記主が了解していなかったとは考え難い。であれば、「秘説」の披露を最初から意図して、同記が作られた可能性もあろう。

その意図のさらなる動機だが、秩序に基づく天皇の権威高揚を意図していた点は少なくともあげられよう。目崎徳衛氏は、

有職故実書『世俗浅深秘抄』にある関白の作法を批判する旨の記載をして、関白が臣下である点を知らしめようとする、後鳥羽院の誇りがあると指摘する⁽³⁴⁾。供膳の扶持をしない関白在任時の『後鳥羽院御記』での、摂政扶持時の作法を別枠に置く「秘説」の表明からも、そうした意識が垣間見られる。

そうだとするならば、同記の配膳法で二行説を「秘説」と位置付けるのも理に適っている。二行説を支持していた白河院は、後白河院の前の摂政不在の大嘗会の斎主である。『後鳥羽院御記』における同院は、「秘説」に権威と実践性を付与する存在として位置づけられるのである。

だが「秘説」の披露自体は、順徳天皇受禪時からの周到な計画でない可能性がある。周到であれば、その時は本来行われるべきだった建暦元年（一一二一）の時点であろう。『後鳥羽院御記』に記された、実際に披露をした時期は建暦二年の十月、建暦元年の延引決定は十一月である。⁽³⁵⁾「秘説」の披露が十月だと当初から定まっていたならば、建暦元年に行われていなければ不自然である。⁽³⁶⁾

他方、建暦元年の時点から大嘗会の準備に後鳥羽院が積極的に関わっていた点是否定できない。当年九月には大嘗会の習礼を行い、院自らが行事を取り仕切る内弁を買って出ている。⁽³⁷⁾ま

た関白以下を院御所に参入させ、大嘗会の論議を行わせてもいる⁽³⁸⁾。これらの事情を勘案すると、「秘説」披露の根本的な動機は、期待していた子の天皇に対する後鳥羽院の親心であり、その気持ちを發揮する過程で、天皇の權威高揚という、「秘説」披露の意義を見出したのであろう。

まとめ

以上、『後鳥羽院御記』に示された「秘説」について、摂政扶持なしの供膳、すなわち親祭を行う天皇の權威高揚と表裏一体の關係にある点を論じてきた。一点強調しておきたいのは、「秘説」という形で示された大嘗会の「秘儀」とは、摂政扶持の作法を全否定するのではなく、それをしなければ祭祀として成り立たない類のものではなかったという点である。あくまでも、親祭の当事者を介した経験に裏付けされた、權威ある祭儀に過ぎない。

ところで、『後鳥羽院御記』は、それぞれ日付の後に、「御記云」という書き出しから始まる。つまり、後鳥羽院自身が記したものをそのまま引き写したのではなく、後代編まれたものである。永仁六年（一二九八）の奥書に基づけば、引きまとめた

のは、御記を所持していたと記されている当時法皇の後深草院、あるいはその前の天皇の可能性が高い。つまり、後代の院が、同記にある「秘説」を強く希求していたのであった。

永仁六年は後伏見天皇の大嘗会の当年で、この時は摂政鷹司兼忠が扶持した。そうした状況下での書写は、鎌倉末期に例となっていた、十歳以上の天皇の親供に備えてのものと見られる。天皇は当年十一歳であつた。

ともあれ、これより前、順徳天皇より後の間で、『後鳥羽院御記』が真に意義を持ち得る摂政扶持なしの親祭は、後嵯峨天皇と伏見天皇に限られる。後嵯峨天皇の時は、『平戸記』に「祭祀之間、又多^三違例等^二云々^一」などと記される有様であつた⁽³⁹⁾。もちろん供膳の作法を直接指しての文言ではなからう。だが、同記によれば卯日の失錯は数々だったようで、そうした状況が供膳作法の継承に一種の危機感をもたらしたことは想像に難くない。

その後、伏見天皇の親祭を控えて、作法を決し伝える立場にあつたのは後深草院である。当時の院は『後鳥羽院御記』を最も希求した一人であつたろう。なお、兩統迭立下での自統の正統性を念頭に置いていたかどうかは、さらなる検討を要するところである。

註

- (1) 「秘儀」に関係する研究史については、塩川哲朗「真床襲衾」をめぐる折口信夫大嘗祭論とその受容に関する諸問題」(『國學院大學校史・學術資産研究』一一、平成三十一年(二〇一九)に詳しい。
- (2) 岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年(二〇一九)。
- (3) 『中右記』天仁元年十一月二十一日条。
- (4) 本稿では宮内庁書陵部蔵伏見宮本(新日本古典籍総合データベース <http://kotensekinijl.ac.jp/biblio/100179522>) 参照) に基づいた。
- (5) 『後鳥羽院御記』の永仁六年(一二九八)の奥書には、時の「法皇」すなわち後深草院が所持していたことが記されており、伏見宮本は伏見院宸筆と伝わる。
- (6) 安江和宣『大嘗祭神饌御供進儀の研究』神社新報社、令和元年(二〇一九)の「岡田前掲(2)」、木村大樹『大嘗祭の神饌御供進儀における「秘事」の継承』『神道宗教』二五四・二五五、令和元年(二〇一九)。
- (7) 『後鳥羽院御記』は神食薦の寸法を「長二尺六七寸許、弘一尺三寸許」とする。
- (8) 安江前掲(6)。
- (9) 『江家次第』第十五大嘗会。
- (10) 清水潔『天仁元人大嘗会について』『神道史論叢』国書刊行会、昭和五十九年(一九八四)。
- (11) 『天仁大嘗会記』天仁元年十一月二十一日条。同記は木本好信氏の『江記逸文集成』によった。
- (12) 安江前掲(6)。
- (13) 陪膳法の二種の説の成立過程に触れた研究としては田中初夫『踐祚大嘗祭 研究編』(木耳社、昭和五十年(一九七五))、川出清彦『祭祀概説』学生社、昭和五十三年(一九七八)。安江前掲(6)、木村前掲(6)がある。田中氏は五出説が先行し、先述した重ね方の問題で二行説が成立したと推測するが、安江氏はこれに疑問を呈し、二行説を先行配膳法と見る。
- (14) 『天仁大嘗会記』天仁元年十一月二十一日条。
- (15) 本稿では『大嘗会卯日御記』『法性寺殿御次第(大嘗会次第)』双方とも宮内庁書陵部蔵九条本(新日本古典籍総合データベース『大嘗会卯日御記(法性寺殿御記)』<http://kotensekinijl.ac.jp/biblio/100249077>・『法性寺殿御次第』<http://kotensekinijl.ac.jp/biblio/100249313>) 参照) に基づいた。
- (16) 安江前掲(6)では、摂関ないし大臣が大嘗会にあわせて作進される「大嘗会次第」と指摘する。
- (17) 裏書である以上、そこに記された「院」を白河院と即断することはできない。だが、裏書には采女安芸の師の采女の言も記されているので(安江前掲(6))、当人の話を聞けた時代を勘案すれば、裏書の「院」は白河院と見て差し支えないと考える。
- (18) 『天仁大嘗会記』天仁元年十一月二十一日条。
- (19) この経緯については岡田前掲(2)に詳しい。
- (20) 『法性寺殿御次第』にも、采女が実際の作法通りの説明をしている旨の注がある。
- (21) なお、『天仁大嘗会記』は、酒を盛ってから天皇に渡す作法自体を「近代所行」としている。天皇が持つ本柏に酒を注ぐとする『清涼記』の作法については、古いものだと理解されていたと分かる。
- (22) 『大嘗会卯日御記』。
- (23) 『殿暦』天仁元年十一月二十一日条。
- (24) 『大嘗会卯日御記』。
- (25) 鳥羽重宏「大嘗祭・神宮奉幣と摂政・関白」『神道宗教』一四〇・一四一、平成二年(一九九〇)。寛治の大嘗会における摂政師

実扶持は、天仁の大嘗会を扶持した忠実が「今夜次第如く寛治元年」としている（『殿暦』天仁元年十一月二十一日条）点からも、行われたのはほぼ確実であろう。

(26) 『百鍊抄』承元四年十二月二十五日条。

(27) 『猪隈関白記』承元二年十二月二十五日条。

(28) 実際の大嘗会の時、関白家実は母の没による重服の身であり、仮に摂政だったとしても神事には関わらなかった。

(29) 『後鳥羽院御記』は、摂政扶持時の配膳法を指定している訳ではない。先行する史料を見ても同様で、当時、摂政扶持時に五出説、親祭の時に二行説という区分が確立されていたかどうかは慎重な検討を要しよう。

(30) 『百鍊抄』建久九年十一月二十二日条。

(31) 保安の大嘗会の供膳次第から、摂政不可侵の儀に関して指摘した論考として、鳥羽前掲(25)。

(32) 『百鍊抄』元暦元年十一月十八日条。

(33) 妻の服を憚ったという理由もあるにせよ、実際、時の関白忠通は神殿には入らなかった。『兵範記』久寿二年十一月二十三日条。

(34) 日崎徳衛『史伝後鳥羽院』吉川弘文館、平成十三年(二〇〇一)。

(35) 『百鍊抄』建暦元年十一月十六日条。『愚管抄』巻六には前月の朱雀門倒壊も原因とされているが、直接的には順徳天皇准母春華門院の崩御が理由である。

(36) ただ、直接的な契機である采女伝来の作法を是正する機会が、十月に定式化されていたあとは窺えない。天仁の時を例に挙げれば、院が采女に作法を問うたのは、供膳の五日前である（『殿暦』天仁元年十一月十六日条）。

(37) 『玉葉』建暦元年九月二日条。

(38) 『玉葉』建暦元年九月二十五日条。

(39) 『平戸記』仁治三年十一月十三日条。